

# 日本私立学校振興・共済事業団

## 学術研究振興資金(若手研究者奨励金) 採択基準

平成19年10月18日理事長裁定  
〔沿革〕平成21年11月11日改正

### 1. 趣旨

学術研究振興資金(若手研究者奨励金)(以下「奨励金」という。)の交付の対象となる研究分野及び研究、公募の方法並びに採択の方法等の取扱いについては、この採択基準の定めるところによる。

### 2. 交付の対象となる研究分野

奨励金の交付対象となる研究分野は、次に掲げるものとし、当該年度における対象分野については、毎年度作成する公募要領において定める。

- (1) 人文・社会科学系の分野
- (2) 自然科学系のうち理工系の分野
- (3) 自然科学系のうち生物系の分野

### 3. 交付の対象となる研究

奨励金の交付対象となる研究は、私立の大学、短期大学、高等専門学校(以下「私立大学等」という。)に所属する、交付対象年度の4月1日現在37歳以下で、前年度(応募時)の10月1日現在、助教又はポスト・ドクターの職にある者が一人で行う研究とする。

なお、助教又はポスト・ドクターの職にある者は、以下の要件をすべて満たす者とする。

- ① 当該私立大学等に採用され、原則として、助教にあつては本務教員給を支給されていること、ポスト・ドクターにあつては兼務職員給を支給されていること。
- ② 前年度(応募時)の10月1日現在、科学研究費補助金「若手研究」の交付対象ではない者。
- ③ 前年度(応募時)の10月1日現在、日本学術振興会特別研究員ではない者。

本条一部改正〔平成21年11月11日〕

### 4. 公募の方法

- (1) 毎年度公募要領を作成し、私立大学等に送付する。
- (2) 応募は、1学校につき1名とし、所属大学等の学長又は学部長(短期大学・高等専門学校にあつては学科長)の推薦によるものとする。

### 5. 採択の方法

- (1) 審査専門委員による書類審査を行い、学術研究振興資金選考委員会の審議により、評価の高いものから、交付計画額の範囲内で採択する。
- (2) 書類審査は、①研究目的・内容の着眼点 ②研究計画・方法の妥当性 ③研究の独創性 ④研究の発展性 の各項目ごとに5点法により評価したうえで、さらに総合評価を5点法により行う。

(3) 各項目の評価は下表により行う。

評価点	内 容
5	特に優れているもの
4	優れているもの
3	良好なもの（普通程度）
2	やや不満足なもの
1	不満足なもの

(4) 総合評価は下表により行う。

評価点	内 容	評価点分布の目安
5	是非採択すべき	10%
4	どちらかといえば採択すべき	20%
3	どちらとも言い難い	40%
2	どちらかといえば採択すべきではない	20%
1	採択すべきではない	10%

#### 6. 奨励金の対象となる経費

奨励金の対象となる経費は、次の範囲とする。

- (1) 奨励金の交付年度に支出する、当該研究に直接に要する教育研究経費及び設備の取得費とする。
- (2) 研究者の給与、机・椅子等の什器の取得に係る経費には使用できないものとする。

#### 7. 奨励金交付額

- (1) 奨励金の交付額は、一件当たり定額とする。
- (2) 単年度において交付する奨励金の総額及び一件当たりの交付額については、公募要領において定める。

#### 8. 奨励金交付の内定

学術研究振興資金選考委員会における選考結果については、その採否について、すみやかに学校法人に対して通知を行う。

#### 附則

この採択基準は、平成19年10月18日から施行する。

#### 附 則 [平成21年11月11日改正]

この改正規定は、平成21年9月1日から適用する。